

厚生労働省改善取組計画

策定年月日

平成27年2月25日

分野又は業務名	社会保険・労働保険(労働保険)
システム名	電子政府の総合窓口(e-Gov)

I 改善促進手続名等

番号	改善促進手続名	平成24年度			23年度 オンライン利用率	22年度 オンライン利用率
		申請等件数	オンライン利用件数	オンライン利用率		
1	概算・増加概算・確定保険料申告書	1,706,256	48,392	2.84%	2.28%	1.91%
2	概算保険料の延納の申請	1,706,256	48,392	2.84%	2.28%	1.91%
3	1年単位の変形労働時間制に関する協定届	302,836	351	0.12%	0.08%	0.07%
4	時間外労働・休日労働に関する協定届	1,250,104	3,036	0.24%	0.07%	0.06%
5	就業規則(変更)届	446,685	3,717	0.83%	0.47%	0.41%
6	健康診断結果報告	70,000	20	0.03%	0.03%	0.04%
7	労働者死傷病報告	164,576	0	0.00%	0.02%	0.01%
8	労働保険の保険関係成立届	361,290	7,203	1.99%	1.44%	0.75%
	合計	6,008,003	111,111	1.85%	2.70%	1.69%

II 目標及び評価指標等

目標及び評価指標等	目標及び評価指標等の説明 (内容、測定方法等)	基準値(現状)	目標(見込み)・達成時期、 その前提条件等
オンライン申請に係る利用者の満足度	社会保険労務士、事業主等を対象としたアンケート調査(毎年11月に実施)による測定 満足、概ね満足、普通、やや不満、不満の5段階評価中、満足、概ね満足と回答した者の割合	57%(平成24年度)	65%(平成28年度)
オンライン利用率			
概算・増加概算・確定保険料申告書	行政手続オンライン化法第10条第1項に基づくオンライン利用の状況の公表	2.84%	20% (平成28年度)
概算保険料の延納の申請		2.84%	20% (平成28年度)
1年単位の変形労働時間制に関する協定届		0.12%	0.9% (平成28年度)
時間外労働・休日労働に関する協定届		0.24%	1.6% (平成28年度)
就業規則(変更)届		0.83%	5% (平成28年度)
健康診断結果報告		0.03%	3% (平成28年度)
労働者死傷病報告		0.00%	3% (平成28年度)

	労働保険の保険関係成立届		1.99%	15% (平成28年度)
事務処理時間				
	概算・増加概算・確定保険料申告書	申請1件あたりの受付から事業主控えの返送までの平均的所要日数	5.23日(平成26年1月時点)	目標:5日以内/件 達成時期:平成28年度
	概算保険料の延納の申請			
	労働保険の保険関係成立届	申請1件あたりの受付から申請者への労働保険番号の通知までの平均的所要日数	—	目標:2日以内/件 達成時期:平成28年度 ※申請内容に不備がない場合に限る
備考				

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	概算・増加概算・確定保険料申告書 / 概算保険料の延納の申請	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	該当なし	現在でも添付書類を求めている。
(2)本人確認方法の見直し	社会保険労務士等が電子申請による労働保険関係手続の提出代行を行う場合に、事業主による記名、押印がなされた提出代行の同意書を添付した場合には、事業主の電子証明書を省略できることとした(平成23年2月)。	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	e-Govシステムのトップ画面上に労働保険関係手続に関する電子申請利用マニュアルを掲載しオンライン申請等の周知をしている。 電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載する。(平成26年度～)	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	各労働局に対して電子申請の迅速適正な事務処理を実施するよう指示している(平成22年10月)。さらに、毎年度、電子申請の迅速処理の徹底について指示しているところであり、今年度においても指示する。	
3システムの利便性の向上	・年度更新申告書において、アクセスコードを入力することで、前年度の申告情報を申告書に反映させることとしている(平成17年2月)。 また、事業主等への申請書控えの発行について、発行依頼を不要とし、すべての手続きについて控えを発行することとしている(平成25年6月)。 ・e-Gov外部連携APIの仕様公開を踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。(平成26年度)	
4経済的インセンティブの活用	該当なし	電子申請によらない場合でも手数料負担を求めている。
5普及啓発等	平成22年度から毎年度、都道府県労働局・労働基準監督署において、電子申請体験コーナーを設置し、電子申請の利用促進・勧奨を行っている。また、広報誌等を活用して電子申請のメリット等の情報を発信している。 積極的に大規模な事業者等を個別に訪問し、利用勧奨するとともに、課題を把握し、対応を検討する。【実施時期】平成26年度～	
6その他	電子申請によらない理由について社会保険労務士や事業主等に対してアンケート調査を実施し、更なる手続の利便性向上を検討する(平成26年度)。	

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	1年単位の変形労働時間制に関する協定届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	該当なし	現在でも添付書類を求めている。
(2)本人確認方法の見直し	平成26年10月を目途に、社会保険労務士がオンラインを利用して代理申請を行う場合、使用者の電子署名を委任状の添付に代えることにより省略することの適否について検討する。	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	厚生労働省HPIにおいて、「時間外労働・休日労働に関する協定届(各事業場単位による届出)を例としたe-Gov電子申請システム利用マニュアル」を掲載し、オンライン申請等の周知を行っている。	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	社会保険労務士がオンラインを利用して代理申請を行う場合に、使用者の電子署名を委任状の添付に代えることにより省略することとなった際には、職員に対し、オンライン申請の処理マニュアルを改めて配布し、オンライン処理の短縮化を図る。	
3システムの利便性の向上	該当なし	
4経済的インセンティブの活用	該当なし	電子申請によらない場合でも手数料負担を求めている。
5普及啓発等	平成22年度から毎年度、都道府県労働局・労働基準監督署において、電子申請体験コーナーを設置し、電子申請の利用促進・勧奨を行っている。また、広報誌等を活用して電子申請のメリット等の情報を発信している。積極的に大規模な事業者等を個別に訪問し、利用勧奨するとともに、課題を把握し、対応を検討する。【実施時期】平成26年度～	
6その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	時間外労働・休日労働に関する協定届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	該当なし	現在でも添付書類を求めているいない。
(2)本人確認方法の見直し	平成26年10月を目途に、社会保険労務士がオンラインを利用して代理申請を行う場合、使用者の電子署名を委任状の添付に代えることにより省略することの適否について検討する。	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	厚生労働省HPIにおいて、「時間外労働・休日労働に関する協定届(各事業場単位による届出)を例としたe-Gov電子申請システム利用マニュアル」を掲載し、オンライン申請等の周知を行っている。	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	社会保険労務士がオンラインを利用して代理申請を行う場合に、使用者の電子署名を委任状の添付に代えることにより省略することとなった際には、職員に対し、オンライン申請の処理マニュアルを改めて配布し、オンライン処理の短縮化を図る。	
3システムの利便性の向上	該当なし	
4経済的インセンティブの活用	該当なし	電子申請によらない場合でも手数料負担を求めているいない。
5普及啓発等	平成22年度から毎年度、都道府県労働局・労働基準監督署において、電子申請体験コーナーを設置し、電子申請の利用促進・勧奨を行っている。また、広報誌等を活用して電子申請のメリット等の情報を発信している。積極的に大規模な事業者等を個別に訪問し、利用勧奨するとともに、課題を把握し、対応を検討する。【実施時期】平成26年度～	
6その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	就業規則(変更)届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	該当なし	現在でも添付書類を求めているいない。
(2)本人確認方法の見直し	平成26年10月を目途に、社会保険労務士がオンラインを利用して代理申請を行う場合、使用者の電子署名を委任状の添付に代えることにより省略することの適否について検討する。	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	厚生労働省HPIにおいて、「時間外労働・休日労働に関する協定届(各事業場単位による届出)を例としたe-Gov電子申請システム利用マニュアル」を掲載し、オンライン申請等の周知を行っている。	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	社会保険労務士がオンラインを利用して代理申請を行う場合に、使用者の電子署名を委任状の添付に代えることにより省略することとなった際には、職員に対し、オンライン申請の処理マニュアルを改めて配布し、オンライン処理の短縮化を図る。	
3システムの利便性の向上	該当なし	
4経済的インセンティブの活用	該当なし	電子申請によらない場合でも手数料負担を求めているいない。
5普及啓発等	平成22年度から毎年度、都道府県労働局・労働基準監督署において、電子申請体験コーナーを設置し、電子申請の利用促進・勧奨を行っている。また、広報誌等を活用して電子申請のメリット等の情報を発信している。 積極的に大規模な事業者等を個別に訪問し、利用勧奨するとともに、課題を把握し、対応を検討する。【実施時期】平成26年度～	
6その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	労働者死傷病報告	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	該当なし	現在でも添付書類を求めている。
(2)本人確認方法の見直し	平成26年10月を目途に、社会保険労務士がオンラインを利用して代理申請を行う場合、事業者の電子署名を委任状の添付に代えることにより省略することの適否について検討する。	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	厚生労働省HPIにおいて、「時間外労働・休日労働に関する協定届(各事業場単位による届出)を例としたe-Gov電子申請システム利用マニュアル」を掲載し、オンライン申請等の周知を行っている。	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	社会保険労務士がオンラインを利用して代理申請を行う場合に、事業者の電子署名を委任状の添付に代えることにより省略することとなった際には、職員に対し、オンライン申請の処理マニュアルを改めて配布し、オンライン処理の短縮化を図る。	
3システムの利便性の向上	該当なし	
4経済的インセンティブの活用	該当なし	電子申請によらない場合でも手数料負担を求めている。
5普及啓発等	平成22年度から毎年度、都道府県労働局・労働基準監督署において、電子申請体験コーナーを設置し、電子申請の利用促進・勧奨を行っている。また、広報誌等を活用して電子申請のメリット等の情報を発信している。 積極的に大規模な事業者等を個別に訪問し、利用勧奨するとともに、課題を把握し、対応を検討する。【実施時期】平成26年度～	
6その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	健康診断結果報告	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	該当なし	現在でも添付書類を求めているいない。
(2)本人確認方法の見直し	平成26年10月を目途に、社会保険労務士がオンラインを利用して代理申請を行う場合、事業者の電子署名を委任状の添付に代えることにより省略することの適否について検討する。	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	厚生労働省HPIにおいて、「時間外労働・休日労働に関する協定届(各事業場単位による届出)を例としたe-Gov電子申請システム利用マニュアル」を掲載し、オンライン申請等の周知を行っている。	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	社会保険労務士がオンラインを利用して代理申請を行う場合に、事業者の電子署名を委任状の添付に代えることにより省略することとなった際には、職員に対し、オンライン申請の処理マニュアルを改めて配布し、オンライン処理の短縮化を図る。	
3システムの利便性の向上	該当なし	
4経済的インセンティブの活用	該当なし	電子申請によらない場合でも手数料負担を求めているいない。
5普及啓発等	平成22年度から毎年度、都道府県労働局・労働基準監督署において、電子申請体験コーナーを設置し、電子申請の利用促進・勧奨を行っている。また、広報誌等を活用して電子申請のメリット等の情報を発信している。 積極的に大規模な事業者等を個別に訪問し、利用勧奨するとともに、課題を把握し、対応を検討する。【実施時期】平成26年度～	
6その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	労働保険の保険関係成立届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	該当なし	現在でも添付書類を求めている。
(2)本人確認方法の見直し	社会保険労務士等が電子申請による労働保険関係手続の提出代行を行う場合に、事業主による記名、押印がなされた提出代行の同意書を添付した場合には、事業主の電子証明書を省略できることとした(平成23年2月)。	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	e-Govシステムのトップ画面上に労働保険関係手続に関する電子申請利用マニュアルを掲載しオンライン申請等の周知をしている。 電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載する。(平成26年度～)	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	各労働局に対して電子申請の迅速適正な事務処理を実施するよう指示している(平成22年10月)。さらに、毎年度、電子申請の迅速処理の徹底について指示しているところであり、今年度においても指示する。	
3システムの利便性の向上	・事業主等への申請書控えの発行について、発行依頼を不要とし、すべての手続きについて控えを発行することとしている(平成25年6月)。 ・e-Gov外部連携APIの仕様公開を踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。(平成26年度)	
4経済的インセンティブの活用	該当なし	電子申請によらない場合でも手数料負担を求めている。
5普及啓発等	平成22年度から毎年度、都道府県労働局・労働基準監督署において、電子申請体験コーナーを設置し、電子申請の利用促進・勧奨を行っている。また、広報誌等を活用して電子申請のメリット等の情報を発信している。 積極的に大規模な事業者等を個別に訪問し、利用勧奨するとともに、課題を把握し、対応を検討する。【実施時期】平成26年度～	
6その他		